

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 東山区清水5丁目130-6
☎561-1191(代表) FAX 541-9104



市政情報総合案内コールセンター
「京都いつでもコール」
午前8時～午後9時(年中無休)

みなここ ☎661-3755 FAX 661-5855
ごようはここ

※かけ間違いにご注意ください。

ホームページ 京都いつでもコール 検索

● 相談(無料) ●

弁護士による京都市民法律相談

法律的な相談事について、1組につき20分以内で弁護士が相談に応じます。

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時15分

受付 予約制(窓口または下記の電話番号)
相談日の週の月曜日～相談日
午前8時30分～午後5時まで(祝日を除く)ただし、相談日当日の受け付けは午後2時45分まで 定員 6組

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

行政相談委員による行政相談

国の行政に関する苦情その他相談や意見・要望について行政相談委員が相談に応じます。

日時 4月6日(木)午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
問合せ 地域力推進室(☎561-9114)

行政書士による困りごと相談

日時 4月20日(木)午後2時～4時

場所 区総合庁舎1階交流ロビー
問合せ 京都府行政書士会第4支部事務局(☎762-0505)

調停委員による民事調停相談会

日時 3月27日(月)午後1時～4時

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 5名(先着順)
問合せ 京都民事調停協会(☎330-7080)

● 保険年金 ●

国民健康保険・後期高齢者医療保険料の特別徴収について

2月に保険料を特別徴収(年金引き落とし)により納めていただいている方は、4・6・8月は2月と同額を仮徴収させていただきます。国保は6月に、後期高齢者医療は7月に決定する年間保険料から仮徴収額を除いた残額を10・12月・平成30年2月の3回に分割して特別徴収させていただきます。

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

高額医療・高額介護合算療養費制度について

この制度は7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(8月～翌年7月)に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しの制度です。

お手続きについては、平成28年7月31日時点でご加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、後期高齢者医療ご加入の方は保険年金課のみで手続きができます。

問合せ 京都市国保・後期高齢者医療：保険年金課保険給付担当(☎561-9199)

介護保険：福祉介護課介護保険担当(☎561-9188)※社会保険などに加入している方はご加入先の医療保険まで

国民健康保険料の夜間・休日納付相談

3月は、平成28年度分保険料の最後の納付月です。災害その他の特別な事情がなく滞納されますと、財産の差押えを行うことがありますので、至急納付してください。納付が困難な事情がある場合はご相談ください。夜間・休日相談の日時については、お問い合わせください。
問合せ 保険年金課徴収推進担当(☎561-9198)

国保の届出をお忘れなく。

次のようなときは14日以内に保険年金課へ届出をしてください。

【国保に入るとき】

- ①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき
- ②入国および他の市町村から転入したとき

【国保をやめるとき】

- ①就職などで職場の健康保険や国保組合に入ったとき
- ②出国および他の市町村に転出するとき

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

年金の受給資格期間が短縮されます

8月(9月分の年金)から老齢基礎年金等を受け取るのに必要な受給資格期間が、25年から10年に短縮されます。この制度改正により新たに年金を受給できる方に、順次、日本年金機構から請求書が送付されますので、年金事務所でお手続きください。受給資格期間を満たしていない方も、受給資格期間を満たす可能性がありますので、年金事務所にご相談ください。

問合せ ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)

※050で始まる電話でおかけになる場合(☎03-6700-1165)

保険年金課保険給付担当(☎561-9199)

● 福祉 ●

京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成28年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成29年3月31日です。引き続きタクシー利用券を希望される方は、3月23日(木)以降に、平成29年度分の交付申請を行ってください。なお、申請が5月以降になると、交付枚数が減りますのでご注意ください。

<必要なもの>

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、②印鑑(スタンプ印は不可)

申請・問合せ 身体障害・知的障害の場合：支援保護課支援第二担当(☎561-9348)

精神障害の場合：健康づくり推進課(☎561-9130)

母子家庭自立支援給付金、父子家庭自立支援給付金事業について

市では、ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために、次の給付金事業を実施しています。

○自立支援教育訓練給付金事業

市内在住の母子家庭の母および父子家庭の父が、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の60%を支給します(所得制限あり)。

【注意】必ず受講開始前に申請してください。

○高等職業訓練促進給付金等事業

市内在住の母子家庭の母および平成25年度以降入学者である父子家庭の父が、看護師等の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。

【給付金額(所得制限あり)】

市民税非課税世帯：月額10万円の給付金と5万円の修了支援給付金

市民税課税世帯：月額70,500円の給付金と25,000円の修了支援給付金

【注意】受講開始後に申請してください。また、定期的に在籍証明書等の提出が必要となります。

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父に対し、入学時に入学準備金、就職時に就職準備金を貸付します。

【注意】受講開始前に事前相談してください。
申請・問合せ 支援保護課支援第一担当(☎561-9350)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館 午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館：毎週火曜日

おたのしみ会

日時 3月25日(土)午前11時～
内容 大型絵本の読み聞かせなど

4月のテーマ図書の展示と貸出

期間 4月1日(土)～4月30日(日)

テーマ「はじまる」(一般書・児童書)

「ともだち」(絵本)

子ども読書の日記念 赤ちゃんのおたのしみ会

日時 4月13日(木)午前11時～

内容 赤ちゃん絵本の読み聞かせなど

子ども読書の日記念 おたのしみ会

日時 4月15日(土)午前11時～

内容 素話(ストーリーテリング)

語り：京都語り部の会

カレンダー 3/20～4/19

| 3月 | 行事名 | 掲載面 |
|----|------------------------|-------------------------------------|
| 20 | 祝・月 | |
| 21 | 火 | |
| 22 | 水 | 相談 弁護士による京都市民法律相談 |
| 23 | 木 | |
| 24 | 金 | |
| 25 | 土 | 図書館 おたのしみ会 |
| | 春爛漫！ココロオドル祭り(～26日) | 2面 |
| 26 | 日 | 区役所臨時開庁日 |
| 27 | 月 | 相談 調停委員による民事調停相談会 |
| 28 | 火 | |
| 29 | 水 | 相談 弁護士による京都市民法律相談 |
| 30 | 木 | |
| 31 | 金 | 原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告締切 |
| 4月 | 行事名 | 掲載面 |
| 1 | 土 | 図書館 4月のテーマ図書の展示と貸出(～30日) |
| 2 | 日 | 区役所臨時開庁日 |
| 3 | 月 | |
| 4 | 火 | |
| 5 | 水 | 相談 弁護士による京都市民法律相談 |
| | 京都フローラ東山区民応援デー申込締切(必着) | 2面 |
| 6 | 木 | 相談 行政相談委員による行政相談 |
| 7 | 金 | |
| 8 | 土 | |
| 9 | 日 | 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 東山区民大会 |
| | 区役所臨時開庁日 | 2面 |
| 10 | 月 | |
| 11 | 火 | |
| 12 | 水 | 相談 弁護士による京都市民法律相談 |
| 13 | 木 | 図書館 子ども読書の日記念 赤ちゃんのおたのしみ会 |
| 14 | 金 | |
| 15 | 土 | 図書館 子ども読書の日記念 おたのしみ会 |
| 16 | 日 | |
| 17 | 月 | |
| 18 | 火 | |
| 19 | 水 | 相談 弁護士による京都市民法律相談 |
| | 京都フローラ東山区民応援デー | 2面 |

時間、会場、問合せなどは、掲載記事をご覧ください